東かがわ市告示第101-２号

東かがわ市農地マネジメント推進チーム設置運営要領を次のように定める。

令和８年７月６日

東かがわ市長　上村　一郎

東かがわ市農地マネジメント推進チーム設置運営要領

（趣旨）

第１条　本県農業の持続的な発展に向けては、担い手及び所有者の意向などの地域の農地に係る情報をデジタル一元化して関係機関で情報共有し、地域での話合いの促進及び農地利用調整の円滑化を図る体制を構築するとともに、県内外からの受け手の確保及び結び付けによって農地利用の最適化を図る（以下「かがわ未来共創アグリプロジェクト」という。）必要がある。この要領は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき策定された、地域農業の将来の在り方の計画である「地域計画」のブラッシュアップ及び実行に必要な取組として、かがわ未来共創アグリプロジェクト等を推進する農地マネジメント推進チーム（以下「推進チーム」という。）の円滑な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第２条　推進チームは、次に掲げる機関・団体から選出された者をもって構成する。

（１）　東かがわ市

（２）　東かがわ市農業委員会

（３）　引田土地改良区

（４）　白鳥土地改良区

（５）　大内土地改良区

（６）　香川県土地改良事業団体連合会

（７）　香川県農業協同組合東讃営農センター

（８）　公益財団法人香川県農地機構

（９）　香川県東讃土地改良事務所

(10)　香川県東讃農業改良普及センター

(11)　その他推進チームの取組に必要な者

（会議の開催等）

第３条　推進チームは、次の事項のとおり会議の開催等を行う。

（１）　会議は、推進チーム代表が構成員を招集して行う。

（２）　構成員は、会議に参加するだけでなく、相互にその他積極的に情報共有の機会を設ける。

（３） 会議や情報共有の機会には、必要に応じ協議事項に関係する者を出席させることができる。

（協議事項等）

第４条　推進チームは、前条の会議の開催等で、かがわ未来共創アグリプロジェクト等の推進に向けた次の事項について協議及び情報共有を行う。

（１） 人と農地の結び付けに向けた農地情報のデジタル化による一元的な管理、利活用及び分析に関すること。

（２） 市内農業者の人材確保や経営規模の拡大に関すること。

（３） 市内外からの農業参入促進に関すること。

（４） かがわ未来共創アグリプロジェクトに係る個別プロジェクトに関すること。

（代表及び事務局）

第５条　推進チームの代表は、東かがわ市事業部農林水産課長とし、運営事務は、東かがわ市事業部農林水産課、東かがわ市農業委員会事務局及び香川県東讃農業改良普及センターが担う。なお、事務局は、東かがわ市事業部農林水産課に置く。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度推進チームが協議して定める。

附 則

この告示は、令和８年７月６日から施行する。